

秋田市告示第92号

秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市南部市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市御野場一丁目5番1号  
南部地域づくり協議会  
会長 佐藤 義明
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで